

## 小構造物標準設計図集の取り扱いについて

### 1 目的

この図集は、鳥取県県土整備部、各県土整備事務所及び各総合事務所県土整備局等が発注する建設工事において使用される汎用性の高い一般的な小構造物の標準化と規格化を図り、建設工事の設計、積算、契約、施工等の業務の簡素化を図ることを目的とする。

### 2 適用範囲

この図集に収録した小構造物は、図集に記載された施工条件において適用することとし、図集に記載されていない特別な施工条件に係る構造物においては別途考慮するものとする。

### 3 取り扱い

- (1) この図集に収録されている構造物を採用する場合は、発注者は採用構造物名の呼び名を設計図書に明示するものとする。
- (2) その際、安定計算等は必要としないものとする。ただし、図集中に安定計算等を行う旨の記載があるものは除く。

### 4 使用上の注意事項

- (1) この図集の使用に当っては、施工条件等の注意事項を熟読し、使用を誤らないように注意すること。
- (2) この図集の使用に当っては、次のことに注意すること。
  - ア 図集に収録されている小構造物を使用する場合、平面図に構造物の名称及び記号の両方を表示することとし、構造図の作図は行わないこと。ただし、3（2）のただし書きにより安定計算等を行うものは構造図を作成すること。
  - イ 設計に当たっては、図集のほか関連する諸基準、マニュアル等を参考に構造、掘削方法等を決定すること。
  - ウ この図集に収録している2次製品は、一般的な製品の寸法を表したものであり、製品を特定するものではない。  
従って、2次製品を使用する場合は、適用条件、仕様等を満足する製品の中から選択すること。

### 5 その他

図集の適用において疑義が生じた場合は、協議書により速やかに発注者、受注者で協議を行うものとする。